

【令和6年度各会計予算の専決処分に係る市長提案説明要旨】

(R7.6.2)

令和6年度伊丹市一般会計補正予算（第12号）についてであります。本件は、第1条、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算に、それぞれ、17億3,382万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、984億8,796万2,000円とするとともに、第2条で繰越明許費の追加及び変更について、それぞれ所要の措置を講じたものであります。

第1条、歳入歳出予算の補正では、歳入において、市税の増額分、配当割交付金、及び株式等譲渡所得割交付金等の金額の確定に伴う措置のほか、2月補正後に生じた退職者の追加に伴う、一般職員退職手当基金繰入金の追加措置等を講じるとともに、歳出において、統合新病院の整備に係る、建設費用の継続的な高騰への準備のため、財政調整基金への積立措置を講じるとともに、指定寄附金の追加等に伴う特定目的基金への積立て、退職手当や、退職手当負担金の追加について、それぞれ所要の措置を講じたものであります。

第2条、繰越明許費の補正では、空港周辺緑地管理運営事業、及び公園緑地等整備保全事業について、令和7年度に繰り越して使用できるよう、追加及び変更措置を講じたものであります。

以上、その処置に緊急を要しましたので、去る3月31日、専決処分により処置したものであります。

次に、令和6年度伊丹市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。本件は、被保険者の増等により、兵庫県後期高齢者医療広域連合への保険料納付金が増額となったため、所要の措置を講じたものであり、その処置に緊急を要しましたので、去る3月31日、専決処分により処置したものであります。

次に、令和6年度伊丹市病院事業会計補正予算（第3号）についてであります。本件は、病院事業へのふるさと寄附に係る、一般会計からの繰入を受けて、伊

丹市病院事業基金への積立措置を講じたものであり、その処置に緊急を要しましたので、去る３月３１日、専決処分により処置したものであります。